別表六（十一）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第３項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に掲げる事業年度又は令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する同条第６項第３号に掲げる事業年度において同条第１項又は第４項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(十三)の表中「措法第42条の５第１項各号の該当号」を「旧措法第42条の５第１項各号の該当号」に、「構造、設備の種類又は区分」を「構造、用途、設備の種類又は区分」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑤」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の④」）」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加える。

別表六(十四)の表中「機械装置等の名称」を「設備の種類又は区分」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑦」）」を「調整前法人（別表六(六)「７の⑥」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑥」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑤」）」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の６第２項若しくは第３項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

別表六(十五)の表中「構造、設備の種類又は区分」を「構造、用途、設備の種類又は区分」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑨」）」を「調整前法人（別表六(六)「７の⑧」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑧」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑦」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「令和３年旧措置法」という。）第42条の９第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、同第11号中「租税特別措置法」の次に「第42条の９第１項又は令和３年旧措置法」を加える。

別表六(十六)の表中「構造、設備の種類又は区分」を「構造、用途、設備の種類又は区分」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑩」）」を「調整前法人（別表六(六)「７の⑨」）」に改める。

別表六(十七)の表中「構造、設備の種類又は区分」を「構造、用途、設備の種類又は区分」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑪」）」を「調整前法人（別表六(六)「７の⑩」）」に改める。